

2019年度（平成31年度） 阪南市市民協働事業提案制度 募集要項 （市民自由提案・市設定テーマ）

【市民活動交流会・協働事業提案制度説明会】

日時：2019年3月12日（火）午前10時～12時

場所：阪南市地域交流館3階活動ルーム1

【事前相談】

相談期間：2019年3月12日（火）～5月25日（土）

場所：阪南市市民活動センター（地域交流館3階）

阪南市市民活動センターで

企画書の書き方などの相談をすることができますよ！

阪南市市民活動センター（休館日：毎週月曜日、祝日等）

☎ 072-471-1030



【応募】

募集期間：2019年4月1日（月）～5月31日（金）

場所：阪南市役所2階 地域まちづくり支援課

☎ 072-471-5678（内線2326）



本のリサイクル関連事業
（リサイクルブック“つながり”）



男里川水系一斉清掃行動事業
（男里川水系の環境保全を学習する活動事業）

阪南市

目次

1	制度創設の背景と目的	P 1
2	応募から実施までの流れ（予定）	P 3
3	提案・応募できる団体の要件	P 6
4	提案・応募できる事業の要件	P 6
5	募集区分	P 7
6	応募手続	P 8
	（1）募集期間	
	（2）提出書類	
	（3）提出方法	
7	審査・選定協議	P 9
	（1）受付・書類審査	
	（2）事前協議	
	（3）公開プレゼンテーション	
	（4）選定協議	
	（5）選定基準	
8	協働事業の決定・実施	P 11
	（1）成案化に向けた協議に進める事業の決定	
	（2）成案化に向けた協議	
	（3）成案化事業の確定	
	（4）成案化事業の実施	
	（5）成案化事業の成果報告・評価	
9	情報の公開	P 12

- 10 「市設定テーマ部門」募集事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・P13
募集テーマ1「着ぐるみ はなてい のアクター」
(市長公室秘書広報課)
- 11 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・P15
阪南市市民協働事業提案制度実施要綱
- 12 様式・・・・・・・・・・・・・・・・P23
阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号) 記入例
阪南市市民協働事業企画書(様式第2号) 記入例
団体概要書(様式第3号) 記入例
阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号)
阪南市市民協働事業企画書(様式第2号)
団体概要書(様式第3号)

阪南市においては、少子高齢化・人口減少などを背景に、市民と行政が地域のさまざまな課題や社会的課題を共有し、ともに課題の解決や改善に取り組むことが必要となっています。

このような中、平成21年6月に、「市民参画・協働」を基本理念とした阪南市自治基本条例を制定（同年7月施行）するとともに、平成24年度を初年度とする「阪南市総合計画」においては、市が多様な主体とまちづくりの目標を共有し、それぞれができることを担い合い、ともに取り組む「協働によるまちづくり」をより一層進めていくこととしています。

このため、市民公益活動団体もつ知識・経験、多様性・専門性・柔軟性などを活かし、市民公益活動団体と行政が協働して、課題の解決・改善に向けて取り組むことにより、市民の行政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、阪南市市民協働事業提案制度を創設しました。

阪南市総合計画（2012～2021）より抜粋

第2章 計画の推進にあたって

第1節 協働によるまちづくり

市役所は公共の核としての役割を担い、自治の主役である市民が、まちづくりの主体としての役割を担うことができるよう、協働によるまちづくりを進めています。

これからのまちづくりにおいても、阪南市の多様な主体が本総合計画に掲げる目標を共有し、それぞれができることを担い合い、ともに取り組む「協働によるまちづくり」を一層推進していきます。

「市民協働事業提案制度」とは・・・？

市民公益活動団体の専門性及び柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民公益活動団体と市が協働で行う制度のことです。（阪南市市民協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条）

提案制度を活用して、市民公益活動団体や地域団体等と力を合わせて「ともにさかそう笑顔とお互いさまのまち 阪南」をめざします。

「市民公益活動」とは・・・？

市民（事業者を含む。）の自発性及び自主性に基づいた活動であって、不特定多数の市民や社会の利益の増進に寄与する非営利活動を言います。ただし、次に該当するものを除きます。（実施要綱第2条）

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

「協働事業」とは・・・？

市民公益活動団体及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う公益的な事業のことを言います。（実施要綱第2条）

「こんな阪南市にしたい！」と市民と市が、お互いの立場を理解し、それぞれが持っている専門性や柔軟性を活かして、単独で実施するよりも効果的な事業を行い、住みよいまちづくりをめざし、共に力を合わせて活動することです。

協働事業の形態として、次に掲げるものがあります。

- ア 委託
- イ 共催
- ウ 事業協力
- エ 実行委員会



2

応募から実施までの流れ

協働事業の応募・受付
(P 6～P 8)

説明会 3月12日
 事前相談 3月12日
 ～5月21日

募集期間 4月1日
 ～5月31日

○募集説明会を開催します。

協働事業についての要件や企画書作成についての説明会です。

○事前に相談を受けることができます。

応募前に市民活動センターで企画書の書き方などの相談を受けることができます。

○協働事業の募集をします。

応募の様式及び記入例は、P 24～に掲載しています。

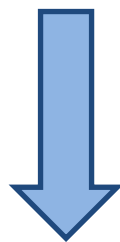
様式については、市ウェブサイトダウンロードもできます。

書類審査 (P 9)
6月上旬～6月下旬

○書類審査を行います。

提出された書類について「阪南市市民協働推進委員会提案審査部会」(以下「審査部会」という。)が事業概要などの書類審査を行い、内容に不明な点がある場合は、提案団体、事業関係課に意見聴取等を行います。

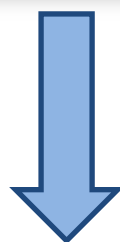
書類審査を通過すれば、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション(以下「公開プレゼンテーション」という。)に参加できます。公開プレゼンテーションの参加可否については、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション(参加・不参加)決定通知書により提案団体に通知します。

事前協議 (P 9)
7月上旬～7月下旬

○事前協議を行います。

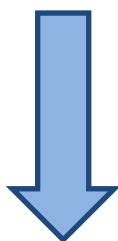
書類審査を通過し公開プレゼンテーションに参加できる協働事業については、提案団体と事業関係課において実現の可能性を高めるための協議を行います。

協働事業の内容について、課題・目的の共有、役割分担などを話し合います。

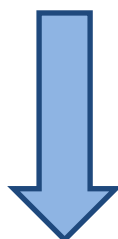


公開プレゼンテーション
(P 9 ~ P 10)

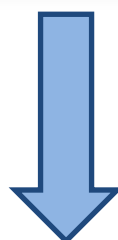
選定協議 (P 9 ~ P 10)
8月上旬ごろ



成案化に向けた協議に進める事業の決定 (P 11)
8月下旬 ~ 9月上旬



成案化に向けた協議の実施
(P 11)
9月上旬 ~ 10月下旬



○公開プレゼンテーションを行います。

提案団体と事業関係課が出席して協働事業の事業内容やPRを行っていただきます。審査部会が企画書やプレゼンテーションの内容について質問を行います。

○審査を行います。

審査部会で選定協議を行い、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果について市長に提言します。



○成案化に向けた協議に進める事業の決定を行います。

市長は、審査部会の提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進める事業を決定します。公開プレゼンテーションに参加された提案団体に結果を通知します。

○成案化に向けた協議を行います。

提案団体と事業担当課は、事業実施に向けた協議を行います。市に費用が発生する場合は、予算化の検討を行います。

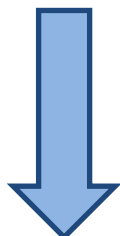
予算の正式決定は、市議会
3月定例会における予算
審議の議決後となります。



成案化事業の確定 (P11)
2020年3月ごろ

○阪南市市民協働事業提案制度に基づく成案化事業（以下「成案化事業」という。）の確定を行います。

協働により事業を実施することに合意すれば、成案化事業の確定を行います。



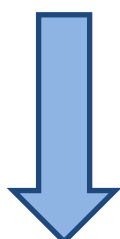
予算措置の必要がない場合は、年度途中においても実施することができます。



成案化事業の実施 (P11)
2020年4月～

○成案化事業を実施します。

成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課等が協議して決めます。



事業実施後もお互いの意思疎通を図りながら事業を進めていきます。



成案化事業の報告会・評価 (P12)
2021年3月ごろ

○報告会を行います。

成案化事業の一定期間経過後、提案団体と事業担当課は、成果等を共有するとともにそれぞれが成果等に対する評価を行います。提案団体と事業担当課は公開で行う報告会に参加し成果等を報告します。

○評価を行います。

審査部会は報告会等を受けて、成案化事業に対する評価を市長に報告します。市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度報告会に参加していただく場合があります。



3

提案・応募できる団体について

提案・応募できる団体は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。複数の団体で事業を提案・応募する場合は、主となる団体が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第3条）

- ①市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体（事業者含む。）として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
- ②組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。
- ③適切な会計処理が行われている団体であること。
- ④原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていない団体（市から組織運営に関する補助金を交付されていない団体）であること。
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき兼業が禁止される者（本市職員や市議会議員等）が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
- ⑥暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑦その他公序良俗に反する団体でないこと。

4

提案・応募できる事業について

提案・応募できる事業は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。（実施要綱第4条）

- ①事業を提案した市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。
- ②協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- ③予算の見積り等が適正である事業であること。
- ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。

- ア 法令、条例等に違反するもの
- イ 営利を主たる目的とするもの
- ウ 公序良俗に反するもの
- エ 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

5

募集区分

次の A、B の事業提案を募集します。（実施要綱第 5 条）

A 「市民自由提案部門」

市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの

B 「市設定テーマ部門」

市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの（募集テーマの詳細は P 14 に掲載していますのでご参照ください）

●参考（平成 27・28 年度成案化された事業）

（単位：千円）

区分・事業名	内 容	事業費
A 箱の浦から始まる高齢者・一人暮らしのランチハウスの開設	近年の高齢化は、想像より早く、各地域では高齢者問題が提起されており、食事の在り方が、高齢者の健康に大きく作用していることから、健康維持の面からも公民協働で、空き家を借りて「ランチハウス」を開設し、昼食会を実施していく。	129
B 地区防災マップの作成及び防災訓練の実施	地震・風水害・土砂災害等を考慮した防災マップを作成し地域内の全世帯に情報提供すること及び地域全体での防災訓練を実施することにより、地域内の一人一人が「自分たちの地域は自分で守る」及び「自主的に防災・減災活動に取り組み、災害に備える」よう意識改革し、防災・減災活動の主人公として行動することを促し、自助・共助による安全・安心な地域づくりを図る。	500
B 本のリサイクル関連事業（リサイクルブック“つながり”）	現在、市立図書館開催の本のリサイクル事業は人手が必要なため年 3 回となっている。恒常的にこのような機会があれば不要になった本をこれまで以上、市民に還元でき廃品となる本を減らすことができる。さらにリサイクル本を有料で販売することによる売上金を活用し、図書館、小学校、幼稚園、保育所に寄贈する。また、リサイクル事業の場が新たな市民交流の場、市民活動の場となるよう事業展開を図る。	650

6

応募手続

(1) 募集期間

2019年4月1日(月)～2019年5月31日(金)

(2) 提出書類

提案・応募時に必要な書類は、次のとおりです。(実施要綱第6条)

- ① 阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号)
 - ② 阪南市市民協働事業企画書(様式第2号)
 - ③ 団体概要書(様式第3号)
 - ④ 団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの
 - ⑤ 団体の役員名簿(名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの)
 - ⑥ 団体の経営状況を示す資料(当該年度の予算書、前年度の収支決算書)
 - ⑦ 団体の活動状況を示す資料(当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書)
 - ⑧ その他市長が必要と認める書類(会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など)
- (注) 提出いただいた書類は返却しません。

(3) 提出方法

総務部地域まちづくり支援課(本庁2階・23番窓口)に持参、
郵送(〒599-0292)、またはメール(machi@city.hannan.lg.jp)にファイルを添付して、応募してください。

※2019年5月31日(金)必着

※開庁時間は月曜日から金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分

「市民自由提案部門」、「市設定テーマ部門」いずれも、次の手順により「審査部会」が審査・選定を行います。

（１）受付・書類審査

提出書類を受付した後、審査部会が書類等の審査及び提案できる団体や事業の要件の確認を行います。内容に不明な点がある場合は、提案団体、事業関係課に意見聴取や追加資料の提出を求める場合もあります。

事業の要件を満たしている場合は公開プレゼンテーションに進めます。その旨を阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第 8 条）

（２）事前協議

書類審査を通過し公開プレゼンテーションに参加できる協働事業については、提案団体と事業関係課において実現の可能性を高めるため、次の事項について、事前協議を行います。（実施要綱第 9 条）

- ①事業の必要性や事業実施上の課題
- ②提案団体と行政との役割分担等

（３）公開プレゼンテーション

協働事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民の皆さんに周知するため公開プレゼンテーションを実施します。

公開プレゼンテーションには、提案団体と事業関係課が出席して協働事業について、説明やPRを行います。また、審査部会が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。

提案団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席することとし、欠席の場合は、協働事業は不採択とします。（実施要綱第 8 条）

(4) 選定協議

公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業について、選定基準等により成案化に向けた協議を進めるか否か等についての協議を行い、成案化に向けた協議を進める事業の選定結果等について市長に提言を行います。(実施要綱第10条)

(5) 選定基準

審査項目	審査のポイント
有効性 社会性	①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に賛同されるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。
協働性	①市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ②事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ③市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ④総合計画における「現状と課題」を踏まえているか。また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。
実現性	①設定している目標は適切か。 ②事業は具体的な内容となっているか。 ③提案団体が事業を実施する能力を有しているか。
予算の 適当性	①実現可能で、継続性を考慮した予算積算であるか。

（１）成案化に向けた協議に進める事業の決定

市長は、審査部会からの提言を踏まえ、成案化に向けた協議に進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を阪南市市民協働事業提案制度に基づく協働事業の（決定・非該当）通知書により通知します。ただし、成案化に向けた協議に進めると決定する場合において、条件を付する場合があります。

条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合は提案を取り下げることができます。（実施要綱第 1 1 条）

（２）成案化に向けた協議

成案化に向けた協議に進めると決定した提案団体及び協働事業の事業担当課は、成案化に向けた協議を行います。

市に費用が発生する場合は、予算化の検討を行います。（実施要綱第 1 2 条）

（３）成案化事業の確定

成案化に向けた協議を行った提案団体及び事業担当課において、協働により事業を行うことに合意した場合は、阪南市市民協働事業提案制度に基づく成案化事業の確定通知書により提案団体に通知します。（実施要綱第 1 3 条）

（４）成案化事業の実施

成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して決めます。（実施要綱第 1 4 条）

なお、成案化事業は予算の範囲内で、翌年度に行うこととなります。

予算化措置の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施することができます。

成案化事業の実施途中で、成案化事業の成果などについて確認する会議等を行い、お互いの意思疎通を図りながら成案化事業を実施します。

(5) 成案化事業の成果報告・評価

事業の一定期間経過後、成案化事業の成果等を市民などに広く伝え、「協働によるまちづくり」を推進するため、市民を対象とした報告会を行います。提案団体と事業担当課は、成案化事業の成果を共有するとともにそれぞれが成果等に対する評価を行った上で、報告会に参加して成果等の報告を行います。

報告会には、審査部会が出席して、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告します。(実施要綱第15条)

市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度報告会に参加していただく場合があります。

9

情報の公開

市は、市ウェブサイト等で次の内容を公開します。(実施要綱第16条)

- ①協働事業の名称、提案団体及び事業概要等
- ②協働事業の成案化に向けた協議の結果等
- ③成案化事業の実施状況等
- ④成案化事業の成果報告等

公開にあたっては、阪南市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

市設定テーマ募集事業

募集テーマ1

「市設定テーマ部門」募集事業の概要

提案課	市長公室 秘書広報課
市設定テーマ名	着ぐるみ「はなてい」のプロデュース
背景・現状・課題	阪南市イメージキャラクター「はなてい」の着ぐるみは、市内外のイベントから参加依頼を受け、イベントに参加しているが、職員に他の業務がある場合が多く、参加依頼に十分応えられていない。
テーマのねらい	市内外のイベントへの参加回数を増やすことで、「はなてい」及び阪南市の知名度を向上させるとともに地域活動を共に盛り上げていくものとしたい。
想定される事業	「はなてい」の知名度向上・地域活動活性化のための企画立案やイベント参加のため地域等との情報共有を行い、さらにはアクター（演者）として参加するなど、市民団体の皆さんが主体的に「はなてい」のプロデュースを行っていく。
担当課からのメッセージ	「はなてい」を使って阪南市の知名度向上と地域のイベントなどを一緒に盛り上げていきましょう。

参 考 资 料

阪南市市民協働事業提案制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民公益活動団体の専門性及び柔軟性等を活かした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民公益活動団体と市が協働で行う市民協働事業提案制度（以下「提案制度」という。）を実施することにより、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民（事業者を含む。）の自発性及び自主性に基づいた活動であって、不特定多数の市民や社会の利益の増進に寄与する非営利活動をいう。ただし、次に該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 市民公益活動団体 特定非営利活動法人、ボランティアグループ、市民活動団体及び自治会等の市民公益活動を行う団体をいう。

(3) 協働事業 市民公益活動団体及び市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行

う公益的な事業をいう。この要綱における協働の形態は、次に掲げるものとする。

ア 委託

イ 共催

ウ 事業協力

エ 実行委員会

(提案団体の要件)

第3条 協働事業を提案することができる市民公益活動団体は、次に掲げるいずれの要件も満たす市民公益活動団体とする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体(事業者を含む。)として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有していること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)等の規定に基づき兼業が禁止される者が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(対象となる事業の要件)

第4条 提案制度の対象となる協働事業(以下「協働事業」という。)は、次に掲げるいずれの要件も満たす事業とする。

- (1) 市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。
- (2) 協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。
- (3) 予算の見積り等が適正である事業であること。
- (4) 阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、協働事業が次の各号のいずれかに該当するときは、提案制度の対象としないものとする。

- (1) 法令、条例等に違反するもの
- (2) 営利を主たる目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

(協働事業の募集)

第5条 協働事業の募集（以下「募集」という。）は、次に掲げる区分により公募で行うものとする。

- (1) 市民自由提案部門 市民の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの
- (2) 市設定テーマ部門 市が提示したテーマ設定に対して、市民が具体的な協働事業を提案するもの

2 募集は、市の広報誌及びウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(協働事業の提案)

第6条 提案制度に提案しようとする市民公益活動団体（以下「提案団体」という。）

は、次に掲げる書類を次条に定める申込期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 阪南市市民協働事業提案申込書（様式第1号）
- (2) 阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）

- (3) 団体概要書（様式第3号）
- (4) 定款、規約又は会則その他これらに類するもの
- (5) 役員名簿
- (6) 団体の経営状況を示す資料
- (7) 団体の活動状況を示す資料
- (8) その他市長が必要と認める書類

（申込期間）

第7条 前条の申込期間は、募集の公表の日から起算して2週間以上とするものとする。

（審査）

第8条 市長から委嘱をされた阪南市市民協働推進委員会提案制度審査部会（以下「審査部会」という。）は、第6条の規定により提案制度に提案された事業の書類審査及び阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（以下「公開プレゼンテーション」という。）により審査を行うものとする。

- 2 審査部会は、書類審査の結果、内容に不明な点等がある場合は、当該提案団体及び当該事業に関係する課（以下「事業関係課」という。）から意見聴取等を行うことができるものとする。
- 3 審査部会は、書類審査の結果、第3条及び第4条の要件を満たしていると認めるときは、公開プレゼンテーションを実施するものとする。
- 4 市長は、審査部会が書類審査の結果、第3条又は第4条の要件を満たしていないと認めるときは、不採択とするものとする。
- 5 市長は、第3項及び前項の結果を、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション（参加・不参加）決定通知書（様式第4号）により提案団体に通知するものとする。
- 6 公開プレゼンテーションには、提案団体と事業関係課が出席して協働事業について説明をするものとする。

7 公開プレゼンテーションに参加しない提案団体については、辞退したものとみなし、協働事業についても不採択とするものとする。

(事前協議)

第9条 前条第3項の規定により、公開プレゼンテーションに参加できる協働事業については、提案団体と事業関係課において、事業の必要性、事業実施上の課題及び役割分担等について事前協議を行うものとする。

(選定協議)

第10条 審査部会は、公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業に関し、別に定める選定基準等をもとに、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 成案化に向けた協議に進めるか否か

(2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による審査部会の協議は、非公開とする。

3 審査部会は、協議の結果を踏まえて、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果等について市長に提言を行うものとする。

(成案化に向けた協議に進める事業の決定等)

第11条 市長は、前条第3項の選定結果等を参考とし、成案化に向けた協議に進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を、阪南市市民協働事業提案制度に基づく協働事業の(決定・非該当)通知書(様式第5号)により提案団体に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する成案化に向けた協議に進めると決定する場合は、協働事業の主たる担当課(以下「事業担当課」という。)を定めるものとする。

3 市長は、前項に規定する成案化に向けた協議に進めると決定する場合において、条件を付することができる。

4 提案団体は、前項に基づき条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合には、提案を取り下げることができる。

(成案化に向けた協議)

第12条 前条第1項の規定により成案化に向けた協議に進めると決定した提案団体及び事業担当課は、成案化に向けた協議を行うものとする。

(成案化事業の確定)

第13条 市長は、成案化に向けた協議を行った提案団体及び事業担当課において、協働により事業を行うことについて合意した場合は、阪南市市民協働事業提案制度に基づく成案化事業の確定通知書(様式第6号)により提案団体に通知を行うものとする。

(成案化事業の実施)

第14条 阪南市市民協働事業提案制度に基づく成案化事業(以下「成案化事業」という。)の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して定めるものとする。

(成案化事業の評価)

第15条 提案団体及び事業担当課は、成案化事業の成果等を共有するとともに、それぞれが成果等に対する評価を行うものとする。

2 市長は、提案団体及び事業担当課等の出席を求めて、公開により成案化事業の報告会を行うものとする。

3 審査部会は、前項の報告会等を受けて、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告を行うものとする。

4 市長は、前項の報告等を踏まえて、成案化事業を継続するかどうか等を決定するものとする。

(情報公開)

第16条 市長は、次に掲げる事項を市のウェブサイトへの掲載その他市長が適当と認める方法により公開するものとする。

- (1) 協働事業の名称、提案団体及び事業概要等
- (2) 協働事業の成案化に向けた協議の結果等

(3) 成案化事業の実施状況等

(4) 成案化事業の成果報告等

2 前項の公開は、阪南市個人情報保護条例（平成12年阪南市条例第27号）第2条第1号に規定する個人情報の保護に留意して行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様 式

記入例

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

阪南市長 様

阪南市市民協働事業提案申込書

市との協働事業について、以下のとおり提案します。

事業について（詳細は、阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）をご記入ください。）	
事業の名称	
提案の区分 (いずれかに○)	・市民自由提案部門
	・市設定テーマ部門 [テーマ名：]

団体について（詳細は、団体概要書（様式第3号）をご記入ください。）	
団体の名称	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒
連絡責任者（代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

添付書類チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）			
<input type="checkbox"/>	(1)	阪南市市民協働事業提案申込書（様式第1号：本書類）	
<input type="checkbox"/>	(2)	阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）	
<input type="checkbox"/>	(3)	団体概要書（様式第3号）	
<input type="checkbox"/>	(4)	定款、規約又は会則その他これらに類するもの	
<input type="checkbox"/>	(5)	役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）	
<input type="checkbox"/>	(6)	団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）	
<input type="checkbox"/>	(7)	団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）	
<input type="checkbox"/>	(8)	その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）	
受付日	年 月 日()	整理番号	

記入例

様式第2号（第6条関係）

阪南市市民協働事業企画書

整 理 番 号		団体の名称	
事 業 の 名 称			
提 案 の 区 分 (いずれかに○)	・市民自由提案部門 ・市設定テーマ部門 [テーマ名：]		

●提案内容

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>※市設定テーマ部門 の場合は提案団体の 視点から捉えた現 状・課題、目的を記 入してください。</p> </div>	事業の詳細	<p>現状と課題</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> どのような課題を改善したいのか、課題の背景と現状を踏まえて記入してください。 </div>	
		事業の目的	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 何を解決（実現）したいのか記入してください。 </div>
		事業の目標	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> いつまでに、どのような状態にしたいのか記入してください。 可能であれば数値目標も記入してください。 </div>
		総合計画との関連性	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市の様々な施策分野にまたがる本市の最上位計画との関連性を記入してください。 </div>
	実施時期・期間		
	実施場所		
	対象・人数・規模		

記入例

事業内容	<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">課題の改善に向けて具体的にどのような事業を行うのか、どのような過程・手段で事業を行うのか、具体的に記入してください。</p>
実施体制	<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">提案事業を行う人的体制や組織体制を記入してください。</p>
役割分担	<p>提案団体の担う役割（提案団体は具体的には何をしますか）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">提案団体が果たす役割などを記入してください。</p>
	<p>市の担う役割（市へ求める役割は何ですか）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">情報の共有・活動の場の提供・広報・イベント等の共催など（提案するまでに市の担当者と話し合ってきた場合は、担当課名も記入してください。）</p>
行政と協働する 相乗効果・メリット	<p>市のメリット（市民にとってどのようなメリットがあると思いますか）</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">どのような理由で市との協働が必要なのか。市との協働があってはじめて期待できること（効率化）や相乗効果などを記入してください。</p>
PRしたいこと	<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アピールしたいことがあれば自由に記入してください。</p>

記入例

●事業見積り（1年間の事業費の概算）

（収入の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
講座参加費	〇〇,〇〇〇円	500円×参加人数
合 計	〇〇〇,〇〇〇円	

※積算根拠はできるだけ、具体的に記入してください。
収入については、市からの収入だけではなく、お金を工面する方法を検討してください。

（支出の部）

費 目	予 算 額	積 算 根 拠
人件費	〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円×〇時間×〇日数
消耗品費	〇〇,〇〇〇円	文具、封筒他
通信運搬費	〇,〇〇〇円	郵送料（切手）〇〇円×〇〇枚
会場費	0円	市の提供
合 計	〇〇〇,〇〇〇円	

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

提案事業の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）

- (1) 市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業
- (2) 協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 予算の見積り等が適正である事業
- (4) 阪南市総合計画の方向性に沿った事業
- 次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。
 ア法令、条例等に違反するもの イ営利を主たる目的とするもの ウ公序良俗に反するもの
 エ市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの

記入例

様式第3号（第6条関係）

団 体 概 要 書

整理番号

団 体 の 名 称							
団体の概要	構 成 員 数	会員数	人	専従職員	人	非専従員	人
		役員数	人	うち有給職員	人	うち有給職員	人
	設 立 年 月	年	月	法 人 年 月	年	月	
	活 動 の 目 的						
	主 な 活 動 内 容						
年 間 事 業 費	直近年度の決算総額 円 内訳						
事業実績	実 績	年 度	内 容（事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など）				
	行政との協働実績						
	上記以外の 事業実績						

記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

提案団体の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）

□	(1) 市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。（法人格の有無は問わない。）
□	(2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。
□	(3) 適切な会計処理が行われている団体であること。
□	(4) 原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていないこと。
□	(5) 地方自治法等の規定に基づき兼業が禁止される者が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
□	(6) 暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
□	(7) その他公序良俗に反する団体でないこと。

阪南市長 様

阪南市市民協働事業提案申込書

市との協働事業について、以下のとおり提案します。

事業について（詳細は、阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）をご記入ください。）	
事業の名称	
提案の区分 （いずれかに○）	・市民自由提案部門 ・市設定テーマ部門 [テーマ名：]

団体について（詳細は、団体概要書（様式第3号）をご記入ください。）	
団体の名称	
代表者	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒
連絡責任者（代表者と同じ場合は、記入の必要はありません。）	
役職名・名前	
連絡先	TEL() — FAX() — E-mail
住所	〒

添付書類チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）			
<input type="checkbox"/>	(1)	阪南市市民協働事業提案申込書（様式第1号：本書類）	
<input type="checkbox"/>	(2)	阪南市市民協働事業企画書（様式第2号）	
<input type="checkbox"/>	(3)	団体概要書（様式第3号）	
<input type="checkbox"/>	(4)	定款、規約又は会則その他これらに類するもの	
<input type="checkbox"/>	(5)	役員名簿（名前、住所、団体での役職名、経歴及び関わる活動がわかるもの）	
<input type="checkbox"/>	(6)	団体の経営状況を示す資料（当該年度の予算書、前年度の収支決算書）	
<input type="checkbox"/>	(7)	団体の活動状況を示す資料（当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書）	
<input type="checkbox"/>	(8)	その他市長が必要と認める書類（会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など）	
受付日	年 月 日()	整理番号	

阪南市市民協働事業企画書

整理番号		団体の名称	
事業の名称			
提案の区分 (いずれかに○)	・市民自由提案部門 ・市設定テーマ部門 [テーマ名：]		

●提案内容

事業の詳細	現状と課題
	事業の目的
	事業の目標
	総合計画との関連性
実施時期・期間	
実施場所	
対象・人数・規模	

事業内容	
実施体制	
役割分担	提案団体の担う役割（提案団体は具体的には何をしますか）
	市の担う役割（市へ求める役割は何ですか）
行政と協働する 相乗効果・メリット	市のメリット（市民にとってどのようなメリットがあると思いますか）
PRしたいこと	

●事業見積り（1年間の事業費の概算）

（収入の部）

費目	予算額	積算根拠
合計		

（支出の部）

費目	予算額	積算根拠
合計		

※記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

提案事業の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）	
<input type="checkbox"/>	(1) 市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業
<input type="checkbox"/>	(2) 協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業
<input type="checkbox"/>	(3) 予算の見積り等が適正である事業
<input type="checkbox"/>	(4) 阪南市総合計画の方向性に沿った事業
<input type="checkbox"/>	次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。 ア法令、条例等に違反するもの イ営利を主たる目的とするもの ウ公序良俗に反するもの エ市の施策への要望並び団体の運営への支援を求めるもの

団 体 概 要 書

整理番号

団 体 の 名 称							
団体の概要	構 成 員 数	会員数	人	専従職員	人	非専従員	人
		役員数	人	うち有給職員	人	うち有給職員	人
	設 立 年 月	年	月	法 人 年 月	年	月	
	活 動 の 目 的						
	主 な 活 動 内 容						
年 間 事 業 費	直近年度の決算総額						円
事業実績	実 績	年 度	内 容（事業名、協働先、場所、対象、予算、参加者数など）				
	行政との協働実績						
	上記以外の 事業実績						

記入内容が多い場合、「別紙」（任意様式）でも結構ですので、できる限り具体的に記載してください。

提案団体の要件チェックシート（該当すれば左の□欄にレをつける）	
<input type="checkbox"/>	(1) 市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。（法人格の有無は問わない。）
<input type="checkbox"/>	(2) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。
<input type="checkbox"/>	(3) 適切な会計処理が行われている団体であること。
<input type="checkbox"/>	(4) 原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	(5) 地方自治法等の規定に基づき兼業が禁止される者が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	(6) 暴力団員でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	(7) その他公序良俗に反する団体でないこと。